

八日市おかえり食堂

1. 団体概要

- ・「ママ友」4人が声をかけあって設立した任意団体「おてんとさん」が運営している子供食堂
 - ・開催場所；八日市大通り商店街が運営する文化交流施設「太子ホール」
 - ・開催日時；月1回
 - ・参加費；子供 無料、大人 300 円
 - ・参加者；40 人前後（うち子供 25 人前後）
 - ・「出張子ども食堂」と称して、東近江市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が中・高校生を対象に学習支援を実施している会場 3 か所に、それぞれ月 1 回ずつ食事を提供している。
 - ・滋賀県社会福祉協議会事務局を担う滋賀の縁創造実践センターの「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業※に採択され、立上げ・運営に同センターのバックアップを受けています。
- ※（⇒ 詳細は「◎連携事例 1：滋賀の縁創造実践センターの協力による、子供食堂の立上げ支援」）

2. 取組のきっかけ

- ・おてんとさん代表の菅谷氏は、以前、主婦の方が運営する子供食堂を紹介するテレビ番組を見て、子供が大きくなったらいずれ自分も同じようなことがしたいという想いを抱いていました。
- ・すぐに子供食堂に取り組むことは考えていませんでしたが、縁センターが「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業により立上げ支援や資金面での援助等、全面的なバックアップを行っていることをたまたま SNS で知り、「それならば今でもできるのではないか」と考え、開設準備に取りかかりました。
- ・最初は市社協に相談しましたが、ボランティア等の活動実績もなく、理解してもらいにくかったため、滋賀県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に設置されている縁センター事務局に、子供食堂の開設について相談しました。
- ・モデル事業採択には、継続性の担保が必要なため、個人ではなく任意団体・グループを作り、モデル事業採択の推薦をもらえるよう市社協に相談するようアドバイスを受けました。
- ・そこで、子供食堂の取組に興味をもってくれそうな「ママ友」に声をかけたところ、3 人の友人が賛同してくれ、任意団体「おてんとさん」を立ち上げました。
- ・立上げ後、縁センター事務局から市社協の担当者につないでもらい、モデル事業採択推薦を依頼し、推薦を受けました。
- ・並行して、縁センター事務局に事業計画の立て方、モデル事業の申請書の書き方、その他開設に当たって必要な準備について相談しや指導を仰ぎ、申請を提出し、平成 28 年度モデル事業に採択され、オープンすることができました。

＜おかえり食堂の活動の様子＞



3. 食育の取組

①多様な暮らしに対応した食育の推進

- ・子供の居場所となり、言葉に出せないことでも内に秘めていることがある子供が来てくれるような場の一つになりたいとの想いで運営しています。

4. 地域との連携等による課題解決

(1) 来てほしい人や家庭の参加（主要課題①）

- ・無理に広く周知することはせず、対象を限定して広報しています主な協力先は、地域の小学校 2 校、中学校、学童保育 2 か所、市立保育所、市社協で、ポスターを掲示していただいています。
- ・学童保育や保育所は、共働き家庭や父子家庭、母子家庭の子供が通っていることから、中には貧困等の課題がある家庭の子供や、孤食の子供がいるのではと考えてポスター掲載の協力を求めました。学童保育には、利用児童全員にチラシ配布の協力をいただいています。小学校や中学校には、スムーズに協力が得られるよう、学校を訪問して校長に直接協力を打診しました。
- ・また、民生委員の方々に、チラシ配布の協力を得ています。東近江市では、民生委員がこんにちは赤ちゃん事業として新生児がいる家庭を全戸訪問しているため 1 歳から小学校 1 年生までの子供を育てているおてんとさんのメンバーは、この全戸訪問をきっかけに民生委員の中に相談できる人ができました。実績がない中で最初から組織的な協力は得られにくいと考え、まずは知り合いの民生委員に協力依頼をして、個人的に気になる家庭や子供に案内してもらいました。開催を重ねていく中で、少しずつ信頼が得られるようになり、現在は民生委員の組織として協力を受けて、すべての民生委員が様々な家庭や子供に子供食堂の案内をしてくださっています。
- ・学童保育は、告知だけでなく、土曜保育に参加している子供たちに子供食堂への参加希望を募って、希望者を引率して来てくださっています。

(2) 資金の確保（主要課題②）

■ 運営費の寄付

- ・現在はモデル事業の助成金が主な運営資金源となっています。
- ・来年度までは助成金が受け取れますが、助成終了以降の継続的な実施に向けて、活動資金確保のため、今年度からは他の助成金等への応募により新たな資金源の確保を目指してきました。今年度は、八日市南ロータリークラブが行っている「グリーンふくろう基金」や赤い羽根共同募金助成事業からも助成を受けています。
- ・助成金の申請は申請書類の作成負担が大きいものや手続きが煩雑な助成金等は避け、自分たちで対応できるものを探して応募・申請しています。この点においても「無理しない」という鉄則を守っています。
- ・この他、今年度からは、県社協が実施する「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」の寄付金からも資金援助を受けています。（⇒ 詳細は「◎ 連携事例 1：滋賀の縁創造実践センターの協力による、子供食堂の立上げ支援」）

■ 食材の提供

- ・食堂開設当初は、米、肉、野菜、調味料等、必要な食材や消耗品のすべてを購入していました。
- ・しかし、開設してから、地元の新聞で取り上げてもらったことや口コミで情報が広まったことで食材の寄付が少しずつ寄せられるようになりました。野菜は家庭菜園をやっている地域住民の方が毎回開催の

数日前にたくさん送ってくださったり、その他の方からもたびたび寄付をいただいています。

- ・米は、昨年の秋から、生産者より毎年 1 年間使えるだけのお米を提供していただけるようになりました。直売を行っている生産者から毎年秋に販売がしにくくなる前年産米をまとめて寄付いただけるというサイクルができました。縁センターに寄付されるお米もあり、縁センターから各子供食堂に配分いただいています。
- ・これらの支援を受けているため、今購入しているものは、肉や調味料、消耗品程度です。

（３）スタッフの負担、スタッフの確保（主要課題③）

- ・設立メンバー４人で切り盛りしています。
- ・当日の運営支援として、地域の方々、学生等にボランティア参加していただいています。ボランティアへの誘いはせず、自ら手伝いたいという申出の方に限り御手伝いをしていただいています。負担感が生まれないよう、ボランティア登録、事前出欠等は求めず、気が向いた時に、気が向いた時間だけ手伝ってもらうようにしています。
- ・市社協が開催している学習支援に参加している高校生にも、おかえり食堂の案内をし、食べたり遊びに来るだけでも歓迎していますが、ボランティアとして手伝ってくれる高校生も出てきており、好循環ができてきています。
- ・続けられることを重視しており、そのために「無理をしない、頑張り過ぎない、苦手なことをやらない」ことを意識しています。難しい料理やいろんな料理に挑戦するのではなく、メニューは、どんな食材をいただいても活用しやすく、作りやすい、何より子供たちも喜んでくれるカレーや豚汁、おにぎり等限られたメニューに留め、副菜に関しては、寄付野菜や作る時間等、余裕がある時に、やれる人が作っています。

<食事のサンプル>



（４）地域との連携（主要課題④）

- ・縁センターの開設後の研修会への参加、個別相談対応等の様々なサポートを受けています。市社協の方が毎月ほど食堂に顔を出してくれる等、常にそばにいて支えてくれています。（⇒ 詳細は「◎連携事例１：滋賀の縁創造実践センターの協力による、子供食堂の立上げ支援」）

(5) リスク管理（主要課題⑤）

- ・現在会場として利用している太子ホールには喫茶スペースがあり、ホールとして食品衛生責任者がいるため、安心して開設することができました。
- ・また代表の菅谷氏とスタッフの1名も食品衛生責任者の講習会に参加し、同責任者の資格を取得しました。調理に当たって手洗い・マスクをする、食品は加熱したものを提供する、おにぎりを握るときには手袋をすること等を徹底しています。
- ・アレルギー対応食の提供はしていないため、アレルギーがある子供への対応については、告知チラシのなかで、「アレルギーのある方はまずはお問い合わせください」という文言を記載しておき、申出てもらっています。また、お弁当持参で参加することも可としているので、アレルギーのある子供等はお弁当を持ってきてもらい、みんなと一緒にご飯を食べたり、遊んだりする場として参加してもらっています。

(6) 会場の確保（主要課題⑥）

- ・開設当初は団体としての活動実績がないことから、公共施設の利用許可を得ることが難しく、会場探しは非常に難航しました。
- ・現在会場として利用している太子ホールは八日市大通り商店街が運営する民間施設であることから、施設は立派であるものの、使用料が高額であることや十分な調理施設がないことがネックとなり、候補には入っていませんでした。
- ・しかし、代表の菅谷氏が以前から開催している不用品の無料交換会を、現在会場として使用している太子ホールを借りて実施していた経緯から、ホール側から子供食堂の会場として使ってもかまわないという申出をいただきました。
- ・会場使用料については、通常1時間当たり1,000円の料金を、1日2,000円で利用させていただいています。
- ・太子ホールには十分な調理施設がないといった点については、下ごしらえをメンバーがそれぞれの家で準備をして、会場に持ち寄り、会場ではご飯を炊いたり、煮込んで仕上げをするだけにし、副菜を作る場合には、各自が家で作って持ち込む等、会場における調理作業が最小限限度になるよう工夫しています。手間はかかるが、会場費が安いので、こうした負担をかける価値はあると考えています。

5. 八日市子ども食堂が必要としている支援

- ・行政には、組織として子供食堂の活動を知ってもらいたいと考えています。現場を見に来てくれたり、理解のある行政職員の方は残念ながら多くはいません。組織としてはまだ子供食堂を認知していないと感じられることがあります。食堂はもちろん、縁センターが行っている開設準備講座や実践者向けの研修会も是非見に来ていただきたいと考えています。

◎連携事例 1：滋賀の縁創造実践センター※の協力による、子供食堂の立上げ支援

※

「だれもおめでとくと誕生を祝福され、ありがとうと看取られる地域」をめざし、民間福祉関係者が分野や立場を越えて協働し、支援が届いていない人を支えていこうと平成 26 年 9 月に設立した任意団体

事務局；滋賀県社会福祉協議会

団体会員数；22（平成 28 年 8 月 23 日現在）

県民間社会福祉事業職員共済会、県老人クラブ連合会、県介護福祉士会、県保育協議会、県身体障害者福祉協会、県社会福祉士会、県手をつなぐ育成会、県介護サービス事業者協議会連合会、県介護支援専門員連絡協議会、県里親連合会、県児童福祉入所施設協議会、県社会福祉法人経営者協議会、県障害者自立支援協議会、県民生委員児童委員協議会連合会、県老人福祉施設協議会、県市町社会福祉協議会会長会、県視覚障害者福祉協会、県母子福祉のぞみ会、医療福祉・在宅看取りの地域創造会議、レイカディアエにしの会、県救護施設協議会、淡海フィランソロピーネット

法人会員数；199, 個人会員；23

設立時に、会員からの会費約 6000 万円と県から 2800 万円の交付金を得て基金を造成。

事務局は地域福祉担当と一体的に動くため総勢 10 名で担っている。子供食堂の推進を主たる業務として行っているのは 2 名。

1. 取組のきっかけ

- ・少子高齢化への不安とともに、重なり合う生活課題を抱えながら支援につながらない人々、制度の狭間にあるために支援が得られない人々等、社会的孤立や生活困窮の問題が広がっているという問題意識のもと、民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援する仕組みと実践を県下にくまなく作っていくための推進母体として縁センターがつけられました。
- ・業界団体とともに会員が資金を拠出し、各種事業も会員それぞれが主体となって活動する社協とは独立した任意団体として創設されました。
- ・縁センターが目指すものは、①トータルサポートの福祉システム化、②制度の充実と制度外サービスへの取組推進、③縁・支え合いの県民運動の 3 つです。活動内容は、①制度で対応ができないニーズに対する支援の開発と実践、②県内各地で相談・生活支援に取り組む支援者の支援、③県内各地域におけるトータルサポートのための協働の仕組みづくり・トータルサポートの好事例の普遍化です。
- ・活動期間である 5 年間での目標として、①縁・共生の場づくり 300 か所※、②課題解決のためのネットワークづくり 15 か所、③制度の狭間となっている課題へのモデル事業 15 事業、④国や県、市まちへの施策提案 20 提案、⑤新たに福祉のボランティア体験をする人 1 万人を掲げています。

・食事を通じて子供と地域がつながる垣根のない場を作っていく「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業は、①縁・共生の場づくり 300 か所を目標としたリーディングプロジェクトとして位置付けられています。

※子供が歩いていくことのできる距離として、統廃合前の小学校区である 300 に合わせて設定。

(⇒ 詳細は「2. 連携の流れ」)

滋賀の縁 創造実践センターがめざすもののイメージ



(資料) 滋賀の縁 創造実践センターホームページ

(http://www.shiga-enishi.jp/enishi_center/index.html)

2. 連携の仕組み

- ・滋賀の縁想像実践センターにおける「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業の推進期間は平成 27～30 年度です。
- ・モデル事業は、寂しさやしんどさを抱える子供たちを地域で見守り、育み、地域ぐるみで子供を大切にする取組を縁センター会員の組織的な取組として県内に広げることを目的としています。
- ・モデル事業を実施するためには、まず縁センターの会員から推薦のあった団体・グループから実施申請書を受け取り、審査を受けて採択の是非を決定しています。
- ・平成 30 年 2 月末現在、87 か所がモデル事業に採択され、子供食堂が開設されています。

「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業 募集チラシ

「やってみよう!」と思ったら...申請から報告までの流れ

- 関係書類の取り寄せ
- モデル事業申請
- 審査
- 決定通知書の交付
- 事業実施
- 報告

・「子ども食堂」の企画内容について、縁センター会員もしくは縁センター事務局に相談し、実施申請に必要な書類を受け取ります。(書類は、滋賀の縁創造実践センターのホームページからダウンロードできます。)

・3年間の事業計画およびモデル事業終了後の事業展開計画を作成し、実施申請書とあわせて縁センターに提出します(会員以外の団体は、会員を通じて提出してください)。

・縁センター正副代表理事会において、提出された実施申請書をもとに、モデル事業の実施および必要な支援内容について審査を行います。

・モデル事業として決定されると「決定通知書」が縁センターから出されます。助成金の交付決定がされた実施団体については、「助成金請求書」に基づき、助成金が指定口座に振り込まれます(申請から概ね3か月以内)。

・縁センター会員(推薦団体)や縁センター事務局が定期的に訪問し、運営面の相談に応じます。縁センターから研修会、交流会等の案内をします。

・毎年4月末までに「実施報告書」を縁センターに提出します。上記報告書と合わせて、「継続実施申請書」を提出してください。

(資料) 滋賀の縁 創造実践センターホームページ

(http://www.shiga-enishi.jp/child_dining/model_jigyoku/index.html)

■資金面での支援

- ・モデル事業に採択されると最大で3年間、合計40万円(内訳:初年度20万円、2年度目、3年度目がそれぞれ10万円ずつ)が受けられます。
- ・ただし、事業期間が平成30年度までであるため、平成29年度開設の場合には2か年30万円、平成30年度開設の場合には1か年20万円の助成となります。

■子供食堂立上げ・運営支援

- ・事務局を担っている県社協のメンバーを中心に、子供食堂立上げ希望者からの相談を受け付け、地元市町社協と連携して開設に向けたアドバイスや支援、モデル事業申請書の書き方の指導等、開設準備全般を支援しています。さらに、開設後には子供食堂に赴き、適宜相談に乗ったり、寄り添い支援を継続しています。

■開設準備講座の開催による立上げ支援

- ・子供食堂に興味を持っている方を対象にした開設準備講座を定期的に開催しています。平成28年度は県内6か所で開催し、延べ259名が参加、15か所の開設につながりました。
- ・なお、縁センターから子供食堂開設について個別の候補者に働きかけることはしていませんが、各地の子供食堂の実践を見て、開設が自然と増えています。

- ・多様な開設候補者が講座に参加できるよう、昼や夜等、時間帯を変えて開催するとともに、県内の様々な地域で開催しています。

■淡海子供食堂交流会の開催による運営者支援

- ・子供食堂を運営している団体同士の交流会・研修会を開催しています。この中で、子供食堂の運営者同士が、抱えている課題を共有したり、他の食堂ではどのように対応しているかということを学んでいます。
- ・平成 28 年度は 2 回開催し、第 1 回目は 19 食堂 32 名、第 2 回目は 17 食堂 52 名が参加しました。第 2 回目は県による衛生講座も実施し、衛生面での注意点等を学習しました。

■子供食堂開設手引書の作成

- ・食堂開設前に抱える課題や対応のあり方等の参考となるよう、子供食堂立上げの手引書「子どもの笑顔を育む地域づくり 遊べる・学べる淡海子ども食堂をはじめよう！」を平成 29 年 3 月に発行しました。
- ・これまでの立上げ支援や開設準備講座で皆が不安に思っていたこと、開設者の交流会で開設後に感じた課題、対応方法等で挙げられた内容を踏まえて作成されました。

子供食堂開設手引書イメージ（抜粋）



（資料）滋賀の縁創造実践センター（2017）「子どもの笑顔を育む地域づくり 遊べる・学べる淡海子ども食堂をはじめよう！」（http://www.shiga-enishi.jp/dining_map/tebiki/tebiki.pdf）

■ 立上げ支援に携わる社協職員向け研修の実施

- ・各地で子供食堂の立上げ支援に携わる社協職員向けの研修会を開催し、社協職員に求められる関わり等について学ぶ機会を設けています。

（４）その他の取組

■ 県を巻き込んで、子供食堂の開設しやすさを確保

- ・縁センターを設立する際には、滋賀県の福祉部局全体を巻き込んで行きました。児童福祉だけではなく、地域福祉、障害者福祉、困窮者支援等あらゆる福祉分野の担当部局を巻き込んで県庁全体で取り組んでもらえるように働きかけました。
- ・縁センター立上げ前の準備段階から県庁に声をかけて進めていき、縁センター立上げ時の交付金拠出、子供食堂助成資金の一部拠出等の協力を得ることができました。

■ 足を運びやすい子供たちへの声かけの重要性

- ・子供食堂には、何かのしんどさを抱えている子供たちに特に来て欲しいという思いがある。一方で、問題を抱えている子供だけを対象とすると、そこに行くことで「問題を抱えている子供、貧しい子供」というレッテル張りをされてしまい行きにくくなってしまおうという問題があります。また、家族の課題や子供の内面は、見えにくいものでもあります。広く呼びかけて、様々な子供たちが集う子供食堂として開催することで、多様な問題を抱えている子供たちにとっても入りやすい、みんなと一緒にご飯を食べる地域の食堂のような場となることを目指しています。
- ・一部の子供食堂では、民生委員や学校の先生が気がかりな家庭の子供にそっと声をかけたり、連れてきてくれるところもあります。子供に関係する地域の組織と顔が見える関係を作っていると、個別の声かけがやりやすいことから、継続的で定期的な（月 1 回程度以上）の開催と、小学校区程度の狭い単位での地域の組織の連携が大切だと考え、関係構築のための取組を進めています。

（５）課題・今後の方針

- ・県からの子供食堂に対する支援を、個別の食堂に直接行う形ではなく、民間福祉の自主的で主体的な団体である縁センターの事業「遊べる・学べる淡海子供食堂モデル事業」の原資として県が社協に補助を行うという形をとることで、ボランティアな活動である子供食堂のよさを十分に出せる支援の枠組みを構築できました。このことが、結果的に子供食堂の大規模展開につながれたと考えています。自治体から子供食堂への直接委託や補助を行う形をとってしまうと、対象者の枠ができたり、年度ごとに精算しなければならない等、子供食堂にとっては使いにくい仕組みとなっていたと考えられます。どうしたら子供食堂の持つ力をいかせる形で資金援助をしていけるかを考えてスキームを作ることが重要です。
- ・滋賀の縁創造実践センター、「淡海子ども食堂」モデル事業が平成 30 年度で終了となることを見越して、平成 29 年 8 月から、県社協として、「淡海子ども食堂」の運営サポート等を目的とした「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」を立ち上げ、支援基金への寄付、食材や会場スペースの提供、学習支

援や食育のサポート等により同プロジェクトのスポンサーとなる法人や個人を呼びかける等、次のステップへの活動を開始しています。小学校区に最低一つの子供食堂（300 箇所）づくりを目指し、3,000 事業所、30,000 人のスポンサーを目指しています。同プロジェクトは県社協が運営するものですが、県知事をはじめ、県内経済・産業界、医師会、有識者等、多様な人材が発起人となって呼びかけています。地域を巻き込んだプロジェクトとして、共鳴してスポンサーに名乗りを上げた企業も出てきています。

[illegible]

- ・縁センターは関係者を主体として巻き込むため、社協ではない独立した組織として設置したところに意味があり、地域づくり、多様な主体の当事者としての参加意識の醸成といった観点では大切なステップでした。しかし、法人組織ではなく、またセンターの事業の対象者も幅広いため、外から見ると実施していることが見えにくい部分があったと感じています。「子どもの笑顔はぐくみプロジェクト」は、子供食堂をはじめとした子供を真ん中においた地域づくりへの支援と協働の輪を広げるためのプロジェクトであることが明確になり、社協が実施する事業として信頼性が担保されたことで、企業からは出資や寄付がしやすくなったという声も聞かれます。出資・寄付された資金をもとに、今後は期限を区切ることなく、継続的に子供食堂を支えていく取組を推進していく予定です。
- ・子供食堂の取組をより積極的に進めていくための大きなきっかけづくりとして、見て、知って、出会って、一緒に食べて、人々がつながっていくような大小のフォーラムの開催を考えています。その効果を大きなものとするためには、子供食堂を福祉のできごとにしてしまわず、地域の担い手である企業も学校も住民も多様な主体を巻き込んでいくことが重要と考えています。

◎連携事例 2：滋賀県の協力による、淡海子ども食堂の立上げ支援

1. 取組のきっかけ

- ・滋賀県は、健康医療福祉部として、縁センターの設立準備から関わってきました。
- ・県の福祉部門全体で縁センターの活動に参画していますが、子供食堂の支援に関しては、子供の居場所づくりが必要という意識が従前からあり、所管である健康医療福祉部子ども・青少年局が関わってきました。

2. 連携の流れ

■縁センター基金への拠出

- ・基金造成のための補助金として、平成 26 年度に 2,800 万円を交付しました。

■社協の運営補助金として予算を確保

- ・基金への拠出だけではなく、県社協が子供食堂の開設及び運営経費を助成する「遊べる・学べる淡海子ども食堂」モデル事業の原資として、平成 28 年度は 750 万円、29 年度は 1,000 万円の予算を、「みんなで淡海子ども食堂をつくろう！応援事業（平成 29 年度予算額 1,540 万円）」の中で確保し、県社協に補助金を交付しました。
- ・子供食堂にとって使いやすい資金の出し方となるよう、県社協から子供食堂に対する助成金の原資を補助するという形にしたことが成功のポイントです。県社協の助成事業に対する補助という形で予算化することで、用途や期限に細かな制限をかけることなく、柔軟に活用していただくことができます。

■コーディネーターの配置

- ・子供食堂の開設希望者のための準備講座や、食堂を開設した実践者向けの研修会を開催したり、子供食堂を巡回して適宜相談に応じたりする等の支援をしていくため、県社協に委託し、コーディネーターを配置しています。

■庁内調整をはかり、食品衛生法上の考え方等に係る統一見解を提示

- ・子供食堂については、国の制度に位置づけられていないため、食品衛生法上の営業許可の可否については、ケースに応じて個別に判断することとされていました。
- ・子ども・青少年局は、食品衛生担当部局との間で、子供食堂は①業として行っているものではないこと、②小学校区等、対象範囲が区切られており不特定多数を対象にしていること等について調整を行い、その結果、①主目的が子供の居場所（勉強や遊びの場）であること、②対象者について範囲が定められており（〇〇小学校区の児童、〇〇自治会の子供等）、名簿等で管理されていること等、食品衛生法の営業許可における「営業」にあたらないケースについて整理し、子ども・青少年局名で平成 28 年 9 月に文書を発出しました。
- ・これを受けて、滋賀の縁創造実践センターでは、子供食堂向けに作成したガイドブック「遊べる・学べる淡海子ども食堂をはじめよう！」の中で、食品衛生法の営業許可が必要となる場合について解説しています。

滋賀県子ども・青少年局発出「食品衛生法の営業許可の考え方」

平成 28 年 9 月 26 日
子ども・青少年局

食品衛生法の営業許可の考え方（県子ども・青少年局発行）

子ども食堂における食品衛生法の営業許可の考え方について

・食事を提供行為が「営業」である場合は、食品衛生法（以下「法」）の営業許可が必要。

法第 52 条第 1 項
前条に規定する営業（飲食店営業等）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

法第 4 条第 7 項
この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することという。ただし、農業及び水産業における食品の採取は、これを含まない。

・以下のいずれかに当てはまる場合は、「営業」にあたる。

○業として食品を製造・調理する場合
（社会通念上、飲食店営業と判断されるような形態）

→主目的が子どもの居場所（勉強や遊びの場）であれば、「業として」に当たらない。
→開催頻度が反復継続するものでなければ、「業として」に当たらない。

○不特定多数の人に食事を提供する場合
（誰にでも制限なく、訪れた人すべてに食事を提供する場合）

→対象者について範囲が定められており（○○小学校の児童、○○自治会の子どもなど）、名簿などで管理されていれば「不特定多数」に当たらない。

※料金を徴収している（営利目的）ことは、「営業」の判定において考慮する一要素となるが、「営業」の条件ではない。（「無料＝営業許可不要」というわけではない）

（資料）滋賀の縁創造実践センター（2017）「子どもの笑顔を育む地域づくり 遊べる・学べる淡海子ども食堂をはじめよう！」（http://www.shiga-enishi.jp/dining_map/tebiki/tebiki.pdf）

（３）課題・今後の方針

- ・県の役割としては、先導的・モデル的な取組を展開し、好事例を県内に展開していくことが求められています。今後も、優れた取組をしようとする団体等をサポートして、滋賀県内で子供の居場所づくりが進められるようにしていきたいと考えています。
- ・県内の市町の中でも、子供食堂事業の推進に積極的な自治体とそうではない自治体に温度差があります。県としては、県内自治体において幅広く積極的に取組がなされるよう働きかけていきたいと考えています。